

令和6年1月9日

文化庁長官  
都倉 俊一様

小笠原 裕

### 審査請求書

令和5年11月10日付5文庁第3609号行政文書開示決定通知書（以下、「通知書」と言います）（添付書類①）に対し、不服がありますので、行政不服審査法第2条及び関連条項に基づき、下記の通り審査請求を致します。

1. 審査請求人の氏名  
小笠原裕
2. 審査請求人の住所  
[REDACTED]
3. 審査請求に係わる処分があったことを知った年月日  
令和5年11月14日
4. 審査請求の趣旨及び理由

#### 【趣旨】

宗教法人審議会の第181回～第185回、及び第187回～188回の議事録（以下、「議事録等」と言います）については、不開示と決定されましたが、下記の通り理由がないため、改めて開示を請求します。

#### 【理由】

- (1) 「第181回～第188回宗教法人審議会における審議中、前記「開示する行政文書」以外の審議会の審議の内容を記録した文書については、同審議会の申合せにより非公開とされている」点

上記の「開示する行政文書」とは、「第186回（令和5年5月24日）宗教法人審議会の議事録」ですが、ここで開示された文書には、「宗教法人審議会に関する法令・所掌事務について」が含まれます。この文書中の「宗教法人審議会の議事等について（申合せ）」

（以下、「申合せ」と言います）（添付資料②）には、令和4年11月21日一部改訂との記載があります。この日付は、第181回宗教法人審議会の開催日と同じであるため、申合せの改定は、この審議会で行われたものと推察致します。

この時の改定として、それ以前の申合せと比較しますと、第4条第2項の「ただし、会長が必要と認めるときは、審議会に諮った上で、必要な期間、議事録等の一部または全部を公開しないことができる」という文言が追加されたと推察されます。

申合せは、第1条において、「本審議会の議事録は、下記2に係る審議を除き、原則とし

て公開することとする」と規定されており、追加された第4条第2項のただし書き以降はその原則を制限するものです。これは、憲法20条で規定された信教の自由に関わる重要な規程変更です。どのような理由と根拠により、そのような規程変更が行われたのか、その経緯は国民に公開するべきであり、その審議内容が非公開であることには問題があります。

この審議内容は、全ての宗教法人に対して適用されるものであり、通知書に記載されたその他の理由、即ち「宗教法人法第78条の2第1項各号の一に該当する疑いについての具体的な内容及びこれを推測させる情報が含まれている上、本件法人に関する個別具体的な内容」には当たらず、「率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ」もなく、「報告徴収・質問権の行使についての着眼点などを推知させる情報」も含まれないはずで

従って、第181回（令和5年11月22日）の宗教法人審議会に係わる議事録を不開示とすることには理由がありません。

- (2) 議事録等は、「宗教法人法第78条の2第1項各号の一に該当する疑いについての具体的な内容及びこれを推測させる情報が含まれている上、本件法人に関する個別具体的な内容となり、本件法人の活動・管理運営に関する非公知の情報が含まれており、これを公開すると、本件法人に対する誹謗・中傷に利用されるおそれがあることから、これを公にすることにより、本件法人の自律性を阻害し、その活動を妨げることとなり、本件法人の宗教活動の自由等に係る利益を害するおそれがある」とされる点

「本件法人に対する誹謗・中傷に利用されるおそれがある」点については、具体的な内容は抽象化、匿名化とするなどの方法により回避可能です。

むしろ、質問権の行使（第181回～第187回）及びそれに伴う過料通知（第188回）により、令和4年12月15日北九州市市議会の「反社会的な旧統一教会に関与しないことを確認する決議について」（参考資料③）P12にて引用されたように、「本件法人の自律性を阻害し、その活動を妨げることとなり、本件法人の宗教活動の自由等に係る利益を害する」結果を招いているのであって、その審議の内容は国民に広く公開されるべきです。

従って、議事録等を不開示とする理由がありません。

- (3) 議事録等は、「所轄庁たる国の機関の内部及び国の機関たる宗教法人審議会における審議・検討に関する情報であって、率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある」とされる点

「所轄庁たる国の機関の内部および国の機関たる宗教法人審議会における審議・検討に関する情報」であることと、「率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある」ことは、別の問題です。

むしろ、国の機関であるからこそ、その審議内容は国民の眼で見ることによって、意思決定の中立性が担保されると考えるのが妥当です。もし、発言者の名前を伏せる必要が

あれば、委員名を匿名にするなど、工夫の仕方は様々考えられます。

従って、議事録等を不開示とする理由がありません。

- (4) 議事録等は、「報告徴収・質問権の行使についての着眼点等を推知させる情報が含まれており、これが公開されれば、今後の報告徴収・質問権の行使に係る事務に支障を生じさせることから、これを公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされる点

宗教法人法第78条の2に規定する質問権は、第1項第3号の、「当該宗教法人について第81条第1項第1号から第4号までの一に該当する事由」に該当する疑いがあると認められた場合に行われるものです。これは、行政手続法第2条第3項で定める「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」であり、行政処分です。そうであれば、行政手続法第5条第1項から第3項で定める通り、「行政庁は、審査基準を定め」「できる限り具体的なものとしなければならない」「審査基準を公にしておかなければならない」のであって、議事録等を非公開にすることは、むしろ行政手続法違反の恐れがあります。従って、議事録等を不開示とする理由がありません。

5. 処分長の教示の有無

無し

6. 審査請求の年月日

令和6年1月9日

以上

添付資料① 行政文書開示決定通知書

添付資料② 宗教法人審議会の議事等について（申合せ）

添付資料③ 北九州市市議会議事録